

秘

SEAFDEC エvaluation ション 調査報告書

昭和58年8月

国際協力事業団



国	機
[Redacted]	
83-5	

JICA LIBRARY



1033912[5]

SEAFDECエノバリュエーション調査報告書

昭和58年8月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. -9	100
登録No. 10026	89
	EXM

は し が き

1. 我が国の対SEAFDEC協力は、SEAFDEC設立（1967年）以来15年以上の間継続され、この間（1982年まで）拠出金累計では26.6億円、研修員受入れ総数201名、長期専門家は毎年度20名前後を派遣する等、国際機関に対する援助としては極めて大型の物的・人的協力を行ってきた。

SEAFDECは、東南アジア開発関係会議の勧告にかかる最初のプロジェクトとして設立されたものであるが、我が国は、加盟5カ国中唯一の先進国であり、SEAFDECを財政的、人的に実質的に支えているといえる。

2. SEAFDECは、国際機関としては他に余り例のない水産技術分野の現業部門を取り扱う機関として設立され、当初その先行きが危ぶまれることもあったが、数多くの日本人専門家の努力により、今日東南アジア地域に於て広く認知されるに至り、その活動も漸く軌道に乗ってきたといえる。
3. 他方SEAFDECは、3つの異なる活動を行う部局を、タイ、フィリピン、シンガポールと地理的に離れた場所に擁し、各部局と各ホスト国との結びつきが強いため、それぞれの部局のプロジェクトは、それぞれの部局が存在する国のナショナルプロジェクト的色彩を強く有し、法的な国際機関性が十分確立していないこと、加盟国の分担金制度がなくSEAFDECの財政的基盤が薄弱なこと、3部局をとりまとめるべき事務局の権限・機能が弱いこと、実質的に日本に大きく依存していること等の事情にもより、将来の課題が多いとも言わざるを得ない。
4. このような中で、我が国内に於ても、SEAFDECの今後の支援の在り方について、いくつかの視点、即ち、我が国としてどのような形でSEAFDECを支援していくべきであるかという点（就中派遣専門家、研修員受け入れについて）、SEAFDEC自体このままの形態の国際機関のままで存続させるのが妥当であるかという点、SEAFDECに我が国はいかなるかわりを有すべきかという点等が提示されるに至っている。これらの問題は、もとよりSEAFDECが国際機関である以上、他の加盟国の意向とも係わり政治的にも機微な含みがあり、簡単には片づかない問題である。しかしながら、我が国として中・長期的な何等かの方策を考えだしていけないと、「慢然とした援助」ともなりかねない。

かかる視点に立脚しSEAFDECの中・長期的な将来像を見つめつつ、SEAFDECの現状を把握するという目的から本年3月30日から4月13日にかけて、本件調査団を派遣した。

5. 本報告書は、本件調査団の所見をとりまとめたものであるが、今後の我方としての対SEAF

DEC 技術協力に係る方針決定のための検索に資することを期待してやまない。

調査団の派遣にご協力いただいた関係機関の方々にこの機会をかりて深甚の謝意を表する次第である。

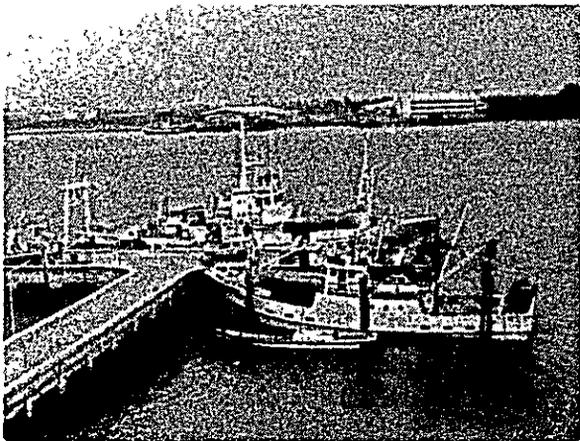
昭和58年8月

派遣事業部長

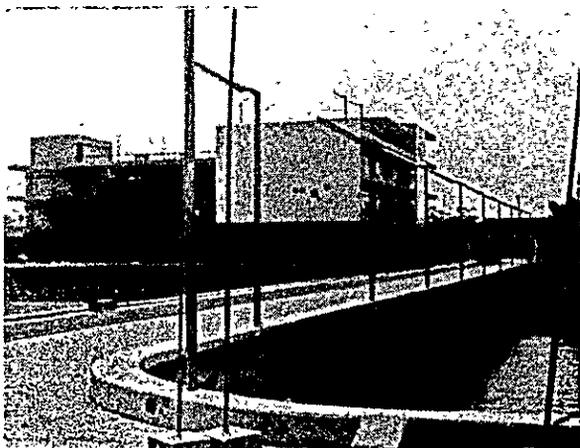
斉藤 勉



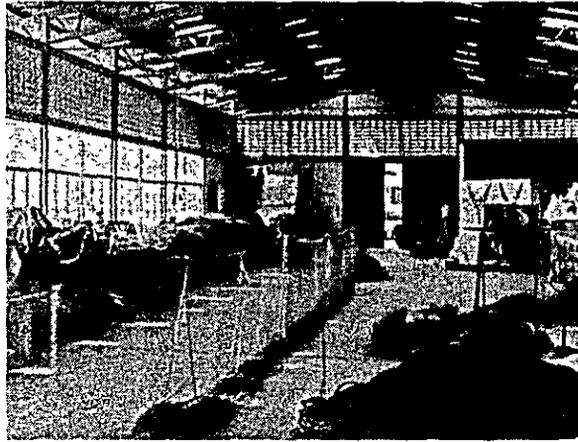
タイ(サントプラカーン)
訓練部局
正門



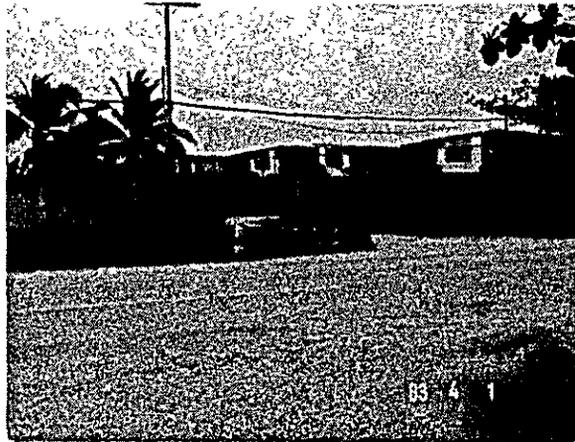
タイ 訓練部局
バクナム号
手前
プラトール号



タイ 訓練部局
本館
河岸側から



タイ 訓練部局
実習棟

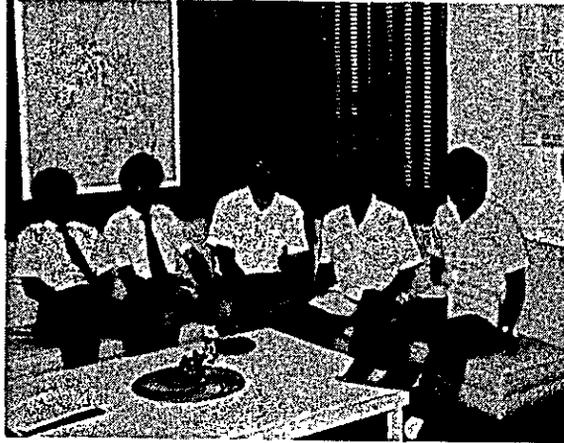


タイ 訓練部局
実験棟



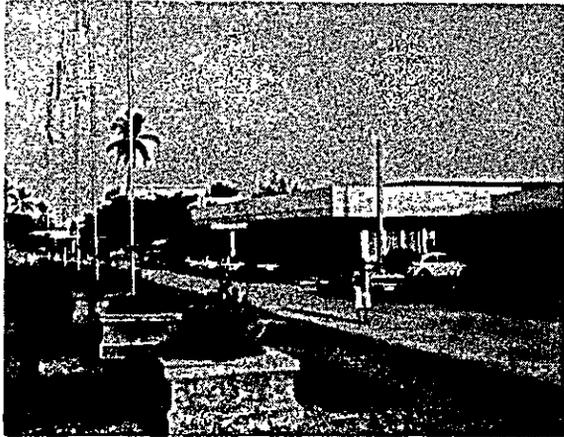
フィリピン
養殖部局
部局長室にて

奥野 団員
高井 団員
務台 団員
サンチャゴ 部局長
勝谷 次長
野村 団員

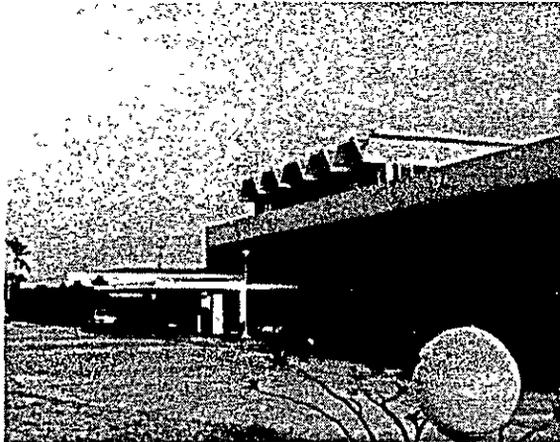


フィリピン
外務省

松浦一等書記官
クルーズ参事官
務台団員
高井団員
奥野団員



フィリピン イロイ
ロ市(ティグバワ
ン)
養殖部局
管理棟

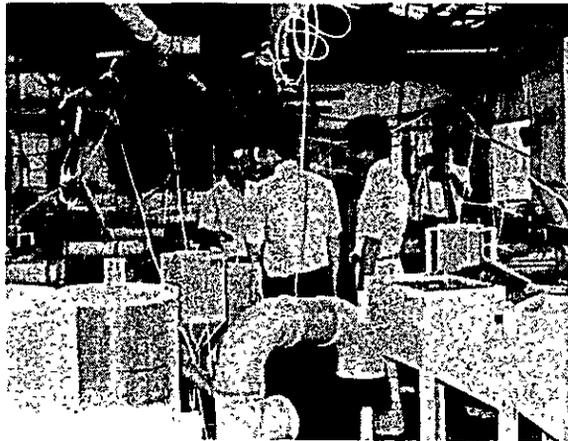


同 上



フィリピン イロイ
ロ市 (ティグバワ
ン)

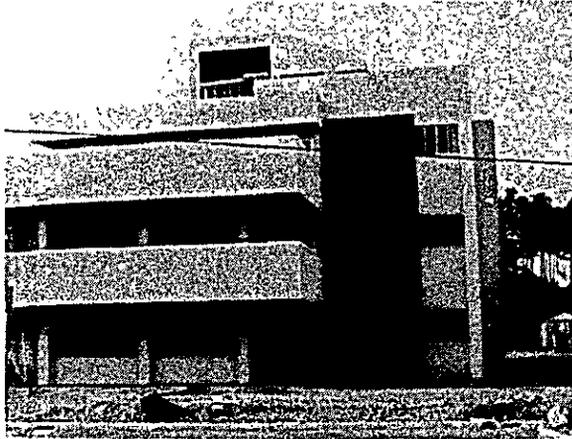
養殖部局
実験水槽



同 上
実験棟



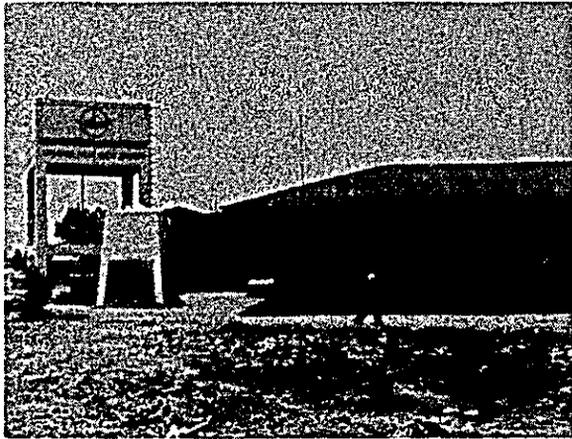
同 上
フ化池



フィリピン イロイ
ロ市 (ティグバワ
ン)

養殖部局

完成間もない
ニュートリション
棟

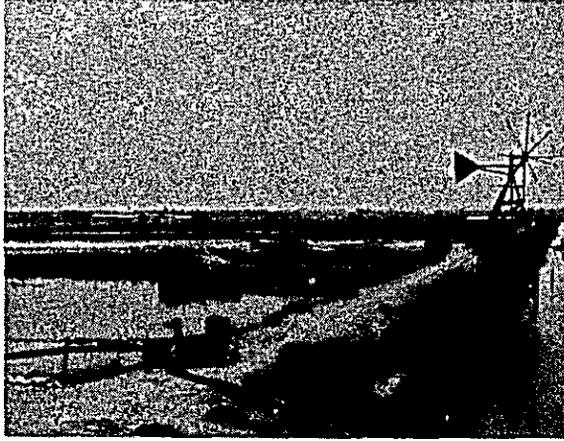


レガネスステーション

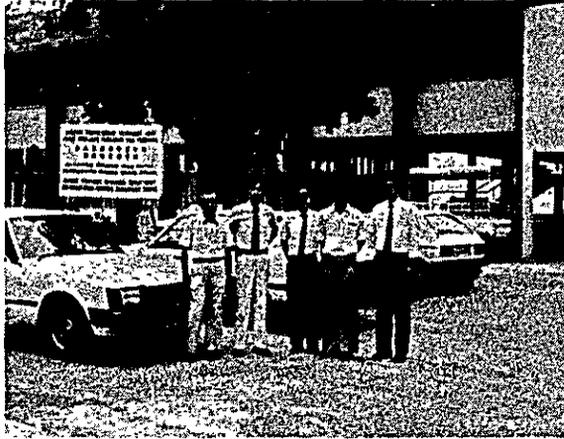
管理棟



同 上
養殖池



レガネステーション
養殖池



シンガポール(チャ
ンギ) 調査部局
管理棟前

務台団員
フーイ部局長
奥野団員
高井団員
長谷川次長



同 上
実験棟

目 次

はしがき

写真集

I	SEA FDEC 設立経緯	1
II	調査団の構成	4
III	調査日程	4
IV	今後の展望	5
V	協議内容	7
VI	3 部局活動状況（実務面）	21
(I)	訓練部局	21
(II)	養殖部局	22
(III)	調査部局	24

添付資料

1.	協定	29
2.	専門家派遣実績表	45
3.	拠出経費実績表	53

I SEAFDEC 設立経緯

1. SEAFDEC の構想は、昭和41年4月、東京で開催された第1回東南アジア開発閣僚会議において、タイ代表より提案された「日本の援助のもとの地域的な海洋漁業研究開発センター」に起源を有する。

同提案は、第1回東南アジア開発閣僚会議における共同コミュニケにもり込まれ、同会議において併せ提案された東南アジア農業開発会議の場において討議検討されることとなった。タイはこの構想に極めて積極的であり、同年7月には、非公式に我が国に対し具体的提案を行った。この時点においては、タイは我が国に対し、日・タイの2国間協力によるタイ国に対する本センター設立を希望していたが、我が国としては当時の東南アジア域内協力の必要性を強く認識していたため、我が国が協力するためには域内協力が前提となることを主張した。

2. 次に同年9月には、タイの他にも、シンガポール、マレーシアから本センター設立の意向が示され、我が国から関係5カ国（タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン）に対し予備調査団を派遣し、各国の具体的要望及び技術的な問題について調査した。

同年12月、東南アジア農業開発会議が東京で開催されたが、域内協力機関としての本センター設立構想及びADB（アジア開発銀行）において農業開発特別基金を我が国の協力により設立することが同会議の眼目であった。

同農業開発会議においては、タイ及びシンガポールから本センター設立に関する具体的提案がなされ、以後作業部会を設立して検討することとなった。

翌昭和42年3月、第1回作業部会が開かれ、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア及び我が国が代表団を送り、フィリピン、ヴィエトナム、ラオス、FAOからオブザーバーが出席した。ここにおいて、本センターを東南アジアにおける漁業開発を促進するための地域的国際機関として原則的に合意し、基本的事項についての報告書を作成するとともに、我が国の作成した設立協定案、実行計画書、事業計画案も同報告書にもり込んだ。

3. 同報告書の主要事項は次のとおりである。

- (1) タイに訓練部局を設置する。
シンガポールに調査部局を設置する。
- (2) 日本は必要な船舶、機材、専門家、奨学金を寄与する。
- (3) 土地、建物、現地職員はホスト国が負担し、運営費は基本的にはそれぞれの国が負担し、一部は参加国が負担する。
- (4) センターの性格は地域国際機関とし、ホスト国以外も各目的拠出金を拠出する。

4. 昭和42年4月、マニラにおいて第2回東南アジア開発閣僚会議が開催され、作業部会の報告がなされ、本センターの設立が同意された。昭和42年7月、第2回作業部会が開催され、第1

回作業部会以来、我が国が提案してきた設立協定案、実行計画案、事業計画案がほぼ原案どおり了承された。続いて、我が国は、関係各国に対して個別協議を行い、我が国のなし得る協力について次のとおり討議した。

(1) マレーシア

マレーシアは本センターに加入する用意はありつつも、積極的ということとはできず、どちらかというところ wait and see であった。

(2) タイ

訓練部局をタイのパクナムに設置するにあたり、我が国の協力について、タイ側は600tの訓練船、供与機材、14名程度の日本人専門家派遣を要請した。我が方は訓練船については350t前後、専門家についても12名程度とし、マルチ機関としての特権免除協定の作成を要請した。

(3) フィリピン

加入についてフィリピン政府部内での対応が決まっておらず、また、漁業訓練のみならず水産加工、養殖についてのフィリピン側の希望が出された。これらの希望については我が国としても理解し、今後対応し得る旨述べた。

5. タイ側との協議については引続き我が国との間で行われ、その結果R/Dを作成した。専門家派遣については具体的に「現在の予算措置ではコロポプランで派遣されることとなる予定」とし、また特権免除について「タイ国において必要な法律が制定される以前の初期の段階において、センターの職員は、コロポプランで派遣される専門家に劣らない処遇が与えられなければならない」として、12名の専門家派遣について合意した。このR/Dの専門家派遣についての考え方は、その後他の2部局においても同様な形で合意された。

6. 本センター設立協定（存続期間10年間）の署名式は、昭和42年12月28日バンコクにおいて行われ、我が国の他、タイ、シンガポール、その後43年1月16日にフィリピン、同年1月26日にマレーシア及びヴィエトナムが署名した。昭和43年3月、東南アジア漁業開発センターの創立理事会が開催され、実行計画及び事業計画が承認された。このなかで我が国は、訓練部局（タイ国パクナム）において、次長を含む12名の専門家派遣、350tの訓練船、機材、20名分の奨学金、また調査部局（シンガポール国チャンギ）において、350tの調査船、機材、次長を含む9名の専門家、6名分の奨学金を協力することにした。

昭和43年4月、第3回東南アジア開発閣僚会議において、SEAFDECの設立の報告がなされ、我が国は資金協力、機材供与、専門家派遣について積極的に協力する旨の発言を行った。また、共同コミュニケにおいて、淡水魚、汽水魚の養殖のための部局を新たに設置することが提案され、SEAFDEC理事会で検討することとなった。この構想はSEAFDEC養殖部局（フィリピン国イロイロ）として、昭和48年7月実現し、我が国は他の2部局と同様の協力を行うこととした。

7. なお、昭和49年4月、シンガポール調査部局の調査船チャンギ号（我が国が供与）がビルマ海軍に捕されて以来、調査活動が停止されたので、同部局ではシンガポールの要望もあり、昭和51年から水産加工技術開発に着手することとなり、それまでの収集データはタイ訓練部局に移し、同部局内の調査部において活動が継続されている。また、設立協定も10年を経た後、延長の合意がなされ現在に至っている。
8. 以上 SEAFDEC の設立経緯の中でみてきたように、対 SEAFDEC の技術協力に関しては JICA（当時 OTC A）を通ずるコロomboプランの専門家派遣として計画、実施されたわけである。この背景には、専門家派遣を我が国の拠出金の中で計画すると他に使用できる部分が少なくなってしまうこと、大規模な拠出金を将来的に固定化する危険性のあったこと等の財政上の理由及び SEAFDEC の国際機関としての制度作りが後手に回ったことから特権免除等について、とりあえず2国間のコロombo・プランベースで対応せざるを得なかったためであると考えられる。

II 調査団の構成

- (1) 務台俊介 外務省経済協力局国際機構課
 (2) 高井正夫 農水省経済局国際部国際協力課 係長
 (3) 奥野勝 水産庁海洋漁業部国際課 係長
 (4) 野村昌弘 国際協力事業団派遣事業部国際機関業務室
 (タイにて) 稲村 一等書記官合流
 (比にて) 松浦 一等書記官合流

III 調査日程

月日	曜日	内 容
3/30	水	東京→バンコック 移動
3/31	木	SEAFDEC 事務局 大使館, JICAバンコック事務所 外務省 マナスパチュートー経済局長訪問
4/1	金	水産局 サワン局長訪問 SEAFDEC 訓練部局

月 日	曜日	内 容
4 / 2	土	
4 / 3	日	バンコック→マニラ 移動
4 / 4	月	大使館, JICAマニラ事務所 マニラ→イロイロ 移動 SEAFDEC 養殖部局 サンチャゴ部局長訪問
4 / 5	火	SEAFDEC 養殖部局
4 / 6	水	イロイロ市役所 Leganes Research St.
4 / 7	木	イロイロ→マニラ 天然資源省 カバイ次官補訪問 外務省 クルーズ参事官訪問
4 / 8	金	水産庁 ゲロッチ局長次長訪問
4 / 9	土	マニラ→シンガポール 移動
4 / 10	日	
4 / 11	月	大使館, JICAシンガポール事務所 IDRC シンガポール駐在所 SEAFDEC 調査部局
4 / 12	火	原産局 シュー局長, ロバート・リー次長訪問 大使館, JICAシンガポール事務所
4 / 13	水	シンガポール→東京

Ⅵ 今後の展望

1. はじめに

今回のミッションで改めて感じたことは、SEAFDEC とはいっても、その3部局はその態様が3者3様であり、これがSEAFDECという1つの国際機関の傘の中に入っていることが不思議であるという感じさえ抱かざるを得なかった。

最も規模の大きい養殖部局（フィリピン）については、その予算の9割以上をフィリピンが負担し、人員は700名を超えているのに対し、調査部局（シンガポール）は職員の身分は国家公務員、職員数も30数名という小規模なものである。事務局は訓練部局と兼ねているが、事務局の権能は現在必ずしも強いものではなく、事務局長が総合的な調整を行う以上の機能を発揮しようとすると、各部局のホスト国より反発をうけるという事態も起こっている。

SEAFDECの活動自体についてみると、開発途上国で必要とされる水産関係の人材養成・水産技術研究の面で、現業活動を行うユニークな組織体として、近年域内のみならず、域外からもその活動が評価されるに至っていることも事実である。今回のミッションでも、SEAFDECの活動が着実に発展していることが感知された。

しかし、SEAFDEC設立後15年を経、SEAFDECが現在のままの形態で存続することの必要性、我が方の参加の在り方につき中・長期的な方向性を持った検討作業を行わざるを得ない時期を迎えていると思われる。

もちろん、SEAFDECは東南アジア開発閣僚会議で発議される際、日本が設立に主導的な役割りを果たして創設した機関である以上、我が国は単なる援助国、単なる加盟国以上の立場があり、SEAFDECの行方について責任を持った対処が求められている。しかも日本の動向がSEAFDEC自体の将来を大きく左右するものである点にかんがみると、本件の取扱いについては各加盟国、各拠出国と十分協議を行った上で慎重に対処しなければならない事項である。

以上を前提とした上で、なお、中・長期的に我が国としてかくあるべしとの方向を定める時期が到来していると思われるのである。

2. SEAFDEC現状認識・評価

(1) 事務局

以前の理事会で、つとに事務局強化の方針が打ち出され、事務局としてもSEAFDEC全体の財政規約の統一を図るなど、一応の努力を行ってきたはいる。しかし事務局に対するSEAFDEC加盟国の財政的支援についてみると、タイと日本がこれを実質的に支えているにすぎず、他の加盟国として、どの程度事務局の強化について親身に考えているのか測りかねる面もある。現ヴィラワット事務局長は行動力があり、さまざまな機会をとらえ多くの域外国にS-

SEAFDECをアピールし、援助とりつけに奔走しているほか、理事会の勧告を迅速に実施すべく努力しているが、これも個人的な力量の面に依る側面が大であり、組織的な対応がなされているとはいいいにくい。

(2) 訓練部局

訓練部局については、大型船舶を有する漁撈技術の訓練機関として高い評価を受けているが、船舶運航費、船舶修繕費がかさむこと、数年後には船舶の更新の問題が生ずることで、近い将来大幅な我が国の拠出の増が必要となることが明らかである。また訓練部局には、SEAFDECの中でも最も多くの日本人専門家が派遣されており、専門家派遣の予算を統括する機関からは、協力の期間について将来の見通しを明らかにすべきである旨要求がでている。

パフォーマンス自体のよさと費用がかさむこととの相克を如何に解決するかが問題であろう。

(3) 養殖部局

養殖部局はSEAFDECの3部局中最も充実した施設を有しているが、部局長交代の度（任期は2年）に運営方針の大幅な変更があり、研究活動自体が、その膨大な予算規模と比較し、どの程度充実したものがなされているのか、若干疑問の余地なしとはしない。他の援助機関も、部局の設備のよさに着目し、これまで援助を行ってはいるが、そのmanagementの不安定性、過剰なスタッフは、常に養殖部局の頭痛の種となっている。

(4) 調査部局

調査部局はSEAFDECの中で最も効率的な部局であり、スタッフの能率もよいが、その身分が国家公務員である点をもみても明らかのように、シンガポールは調査部局を独立した国際機関として扱うよりは、むしろ、組織的な安定性に重点を置き継続的の事業活動を行うべきであるという指向が強いようにみうけられる。事業活動自体は民間への技術移転の面で、成功しているといえる。

3. 中期的展望

以上のSEAFDECに対する現状認識を踏まえるとき、我が方としては中期的に以下の方針でSEAFDECに臨むのが妥当と考える。

- (1) 国際機関としての充実を図るため、事務局の権限を漸次強化し、財政・人事について、SEAFDEC全体の安定性を損なう各部局長の恣意的な決定を許さないような規則を採用するとともに、分担金類似の制度を導入し、事務局の財政的基盤の充実と負担の平準化を図る。
- (2) 具体的には、事務局を正式に設置し、事務局長及び同次長については訓練部局長及び同次長との兼務制を解除し、理事会の議決により任命しうるようにする。これに関連し、各部局長任命に関するホスト国及び次長任命に関する我が方の必要的勧告制を改める。従って、我が方としても将来的に次長ポストに執着しないことも考える。

財政的には分担金類似の制度を導入し、少なくとも事務局経費についてはこれにて賄いうる

よう考える。

また、我が国の拠出金は事務局に対し拠出し各部局への配分は事務局長の配分決定を尊重する態度をとる。専門家派遣、研修員の受入れについては当面従来どおり行いが、専門家のポストの種類によっては（例えば次長ポスト）事務局の経費にてこれは賄うことを検討することも必要となろう。

SEAFDEC全体を包括する行財政規則の統一・特権免除協定の整備、加盟国の見直し等を併せ行っていく。

4. 長期的展望

長期的にはSEAFDECの組織形態の問題、我が国のSEAFDECにおけるプレゼンスの問題を考えていかなければならない。ミッションの代表団の私的かつやや思いきった見解を含めあえていくつかの可能性を示唆すれば以下のとおり。

(1) 長期的には、SEAFDECにおける我が国のプレゼンスが必要以上に大きくならないようにすることが妥当と考えられる。現在資金供与、専門家派遣、研修員受け入れ等我が国はSEAFDECの加盟国としてプロジェクト技術協力類似の協力を行っているが、このことがかえって他の先進国のSEAFDECへの協力の可能性を妨げ、また、インドネシアのSEAFDEC加盟を遅らせている状況もあるやに聞いている。

従って、我が国としては他の先進国の出方をみつつ、将来加盟国としての立場を離れ、援助国としての立場でのみ資金、技術協力を行っていくことの可能性についても検討の必要があろう。

(2) その場合に、日本が加盟国ではなくなり、SEAFDEC全体の組織の分解につながるような場合、むしろSEAFDEC各部局を各ホスト国の国内機関として位置づけていくことも極端な見方ではあるが、可能性としてはありえよう。現在のところでもかなり国内機関的色彩の強い各部局をむしろ正面より国内機関として位置づけ、我が国が、これらの機関が国内機関としても定着しうる期間協力を行うということも長期的観点からは検討の余地があろう。（もともと本機関は、10年間の期限つきで開始したものであり、しかもタイ側理事が言明しているように、日本が二国間協力の形態で積極的に協力を行うものであればそれでもよいというのが各国の意向であるとも思われる。）

V 協議内容

1. 事務局及び訓練部局（タイ）

(1) ヴィラワット事務局長との協議

我が方がバンコクのオフィスにSEAFDEC事務局長（兼訓練部局長）を訪れたとき、同人は体調不調を押して我が方と応待、概要以下のとおり協議を行った。

(イ)（SEAFDECに対する我が方の関与の在り方について）

我が方から、過去15年にわたる協力を踏まえた今後の対SEAFDEC協力の在り方（目途のつけ方）についての種々の議論があることを紹介しつつ、先方の意向を徴したところ、事務局長は、SEAFDECは設立後15年を経て組織的にも体制が徐々に強化され活動自体も近隣諸国に広く認知されるようになってきていることを挙げ、過去の我が国の従来の援助に対する深甚なる謝意と供に引き続き日本側の支援を依頼越した。これに対し我が方より、バイラテラルのプロジェクト技術協力にあつては、協力の期限の目途があり、その後はプロジェクトのホスト国に事業を引き渡すことになっている。ところがSEAFDECの場合は、形態的にプロジェクト方式技術協力（拠出金＋機材供与＋専門家派遣＋研修員受け入れ）に類似しているにも拘らず、協力期限につき明確な定めがないため、我が国内で、特に専門家派遣の予算管理を行っているところから、いつになったらSEAFDECの自立が可能になるのかにつき疑義が生じている旨紹介したところ、事務局長より、SEAFDECは、日本の先進水産技術をアジア地域に導入し、加盟国の研修員に技術移転を行っており、日本の協力があるから存続してきたのである、現在日本人専門家が分担している専門分野の中でlocal staffで代替できるものについては、これに代替すべく努力は行っているが、これらの専門分野は2カ年のSEAFDEC研修で代替可能ではない、日本でSEAFDECのlocal staffを研修させ帰国後SEAFDECの中堅としての役割を期待しており、現時点でも分野によってはタイ人が訓練生を教授している、ただSEAFDECのsalaryが必ずしも高くはなく（FAOの4分の1）、他の機関に引き抜かれる例もあり、事務局としては極力これを防ぐ努力はしているが、財政基盤の弱いSEAFDECとして為しうることは限定されている、日本国内での議論も分るが、こうしたSEAFDECの事情も理解願いたい旨の説明があった。

(ロ)（カウンターパート養成の状況）

更に我が方より、通常JICAベースの日本人専門家派遣の目的は、事業のカウンターパートの養成にあることを説明しつつ、SEAFDECの側のカウンターパートの育成についての考え方を質したところ、事務局長は、SEAFDEC内におけるカウンターパートの状況については先に述べたとおりであるが、SEAFDECで勉強した研修生は広く出身地域に散らばりそれぞれの地域で漁業発展に尽しており、現在、研修生OBの活動状況についてフォローアップ調査を行う計画を具体化しつつある旨述べた。これに対し我方よりSEAFDECの設立目的はアジア地域の漁業技術者の訓練にあり、その人たちがSEAFDECでの訓練をうけることで各地域に戻り、地域の漁業の発展に尽くすことがSEAFDECとして本旨とすべきことであるのはもちろんであるが、他方SEAFDEC自身も日本人専門家のカウンター

パートとなるべき人を育てる努力を行うことが大切であり、我国としても JICA の専門家の総人数が頭打ちの現状で、従来の派遣人数の規模を維持することがかなり難かしくなりつつある事情を説明したところ、事務局長としても我国のこうした事情は理解するものである旨述べていた。

(イ) (SEAFDECの法的地位の強化)

我方より、従来の理事会でも指摘されている SEAFDEC の法的地位の強化に関する事務局長の取り組み状況について質したところ、事務局長より、本件については訓練部局に関しては現在タイ外務省とも折衝しており、外務省の方でも前向きに検討作業を行ってくれている旨返答越した。更に事務局長は各部局長の任期は規約上は2年であるが、比の養殖部局にみるように2年毎に部局長が交代して安定性を欠く事態を生むこともあるとの状況もあり、SEAFDECの安定した事業の継続の為に任期延長を考慮の必要があると述べていたが、我方としては、基本的には事務局長の意見には賛成であるが、これは各宿主国特有の事情の影響するところが大きい旨コメントしておいた。

(ロ) (SEAFDECの自己評価)

事務局長は、我方の SEAFDEC に対する評価活動とは別に、SEAFDEC 自体としても15周年の折に、これまでの SEAFDEC の活動と地域の漁業に対する寄与につき、現在アセスメント作業を行っており、近々結果報告が可能である旨述べていた。

(ハ) (我国の協力と他の国の協力との相異)

我方より、SEAFDEC から見た我国と域外協力機関 (IDRC, ADB 等) との協力の違いについて質したところ、事務局長は、域外協力機関は Project Oriented の協力であるが、我国は組織の存立を支える協力であり、質量ともに SEAFDEC にとって他の機関の協力に比べ比較にならない必須の協力であると考えている旨述べていた。

(ニ) (船舶のメンテナンスの問題)

我方より、訓練部局で所有しているバクナム号、プラト一号の管理状況について、必ずしも良好な管理が行われているとは限らない、と指摘するむきもあるやに聞いているがと質したところ、事務局長より、タイが熱帯地域にあること、代替部品が不足していること、管理技術水準が日本のように高度ではないこと等により、必ずしも日本におけるような管理がなされているとは限らないかもしれないが、具体的に指摘があれば対応するつもりである旨述べ、更に、一度船舶の状況について調査するため、JICA から短期専門家の派遣を願えば有難いと述べていた。我方としては右聞き置くと同時に、いずれバクナム号については耐用期限が到来すると思われるが、その際、新船供与という話がでるとしても、船のメンテナンスにつきクレームがつくと、当方としても対応が困難な状況にもなりかねないので、その点よく御理解願いたい旨申し入れておいた。

(ホ) (養殖部局についての見方)

我方より、養殖部局のサンチアゴ新部局長について何等かの情報を得ているか否かを質したところ、2月に事務局のMaticsが養殖部局を訪れたときの情報では、部局のnationalizationが随分進んでいるという話であったと述べていた。我方より、IDRCの当局者が先般我方を訪れたが、やはり養殖部局の動向には憂慮しており、当面事態を静観するほかはないと述べていたことを紹介するとともに、事務局長も、8月のプログラム委員会（マニラ）まで、事務局としても事態を見守るしかないと思ひ旨述べていた。

(2) マナスパ・チュートー・タイ外務省経済局長との協議

タイ外務省を訪れマナスパ・チュートー（Manaspa Xuto）経済局長と概要以下のとおり協議した。

(1) （タイ外務省としてのSEAFDECへの取り組み）

我方より、SEAFDECに対するタイの窓口がタイ水産局である点につき、タイ外務省としても国際機関であるSEAFDECへの前向きな取り組みをお願いしたい旨、我国に於て外務省がSEAFDECの窓口となり関係機関と調整しつつ対応しているのと比較しつつ依頼したのに対し、経済局長は、先般のSEAFDEC養殖部局長の任命の折には外務省もずいぶんと動いたが、日常的にも窓口である水産局と連絡を密にしていきたい旨述べていた。更に我方より、本年12月SEAFDEC16回理事会がマレーシアで行われるが、タイ外務省からもどなたか出席可能かと質したところ、マレーシアであれば近くであり検討してみたい旨述べていた。

(2) （SEAFDECの法的地位）

我方より、SEAFDECの法的な地位が他の国際機関に比較して弱く、人材を集める観点及び我方としてもSEAFDEC協力を行う上で部局ホスト国のSEAFDEC支援の態様には大きな関心があるので、タイ外務省としても、SEAFDECに対する特権・免除の充実の面で配慮頂ければ有難い旨申し入れたところ、経済局長より、現在この件についてはSEAFDEC事務局からも要請を受け、事務的に検討作業を行っており、日本の意向も踏まえ、しかるべく考えたい旨表明した。

(3) サワン水産局長との協議

タイ水産局を訪れサワン水産局長（SEAFDECタイ側理事）と概要以下のとおり協議を行った。

(1) （SEAFDECの将来像）

我方より、サワン局長に対し、SEAFDECは将来いかなる形態となるのが望ましく思うかと、率直な意見を徴したところ、水産局長としては過去の経緯も含め次のとおり述べていた。即ち、SEAFDEC設立の構想が浮上するより前に、当時同局長としては、こうしたプロジェクトを日・タイの共同事業として行いたいと考えていたが、日本からどうせやるのなら東南アジア開発閣僚会議のプロジェクトとして他の関心国も一緒にしてマルチ形態としてやるのはどうかという話がありタイとしてもこれに同意した。タイとしては現在でもこうしたプロジェクトを出来うれば二国間協力にて行ってほしいが、現時点に於て、タイにはSEAFDECに代替

しうるプロジェクトは存在せず、しかも SEAFDEC 事業がかくも充実してきている現状では、他の加盟国の存在もあり、マルチ形態のまま組織の充実を図っていくのが妥当と考えている。

(ロ) (水産局長退職後のタイ水産局の SEAFDEC への協力)

サワン水産局長が、同局長の任期は本年 9 月末迄であると述べたので、我方より、同局長は日本への留学経験もあり、我国の事情もよく理解され SEAFDEC の発展に尽くしてこられたが、同局長の退任後、タイ水産局として従前どおりの厚い協力が期待できるのであるかについて質したところ、同局長は、その点は後任の者に十分託していくので、大丈夫である旨述べていた。

(ハ) (SEAFDEC 事務局長の後任について)

サワン水産局長は更に、ヴィラワット事務局長は今期限りでタイ水産局に戻ってもらうことになり、後任は、Dr. Thiraphan Bhukaswan 国立内水面漁業研究所 (National Inland Fisheries Institute) 所長に内定している、ヴィラワットは優秀な男であり事務局長としても出色の仕事をしてきたと理解しており、水産局帰任後も厚遇することとしたい旨述べていた。

(ニ) (養殖部局人事をめぐる問題)

我方より、客年末フィリピン養殖部局長の任命をめぐり、我国も随分苦慮したが、結局他の加盟国が全て任命行為に同意した段階で、我方としてもフィリピン政府の勧告に同意することとなった、しかし、当方の言い分(部局改革を継続して行うこと)は但し書きで付け加え、我方の意向は比政府に伝達したつもりである旨説明したところ、水産局長はタイ政府内ではタイ外務省が水産局長に何の相談もなく勝手に同意行為を行い、理事としてのサワン個人は同意行為をしていない旨述べていた。いずれにしても、今後のフィリピンの出方については注視していく必要があることでは意見が一致した。

(4) SEAFDEC 訓練部局総務部長・訓練部長・船舶部長との協議

サントプラカーンの訓練部局を訪問し、訓練部局側の senior local staff と協議を行ったところ、概要以下のとおり。

(イ) (SEAFDEC 研修員の達成度)

我方より、SEAFDEC の研修員の訓練達成度について質したところ、先方より全体の研修員の 10～20% は出身国での教育程度の問題もあり、やや悪いが、一般的には 80% 以上の研修員はよい達成度をあげていると述べていた。

(ロ) (技術移転の成果)

我方より、訓練部局に於けるカウンターパートの育成の実情について質したところ、先方より SEAFDEC の卒業生が JICA 研修で日本で勉強し、現在のところ 4 名が SEAFDEC に戻って働いているとの返答があった。更に我方より、これらのスタッフは日本人専門家に

代替しうるものであるか質したところ、先方より現在のレベルではまだまだ代替しうるとはいえないが、優秀な人はタイにも居り、日本人専門家の代替を云々する場合、資金的な肩代りが可能かが問題となる旨述べていた。

(5) 訓練部局日本人専門家との協議

訓練部局の日本人専門家とも協議を行ったが以下の点注目された。

(イ) (国際機関に於ける技術移転の在り方)

我方より、JICA 専門家の本旨は、その有する技術と先方のカウンターパートに移転することにあるという国内の議論を紹介し、SEAFDEC に勤務する専門家としての所見を問うたところ、各専門家より異口同音に、SEAFDEC の T/R によれば訓練生を訓練し、各地域に中堅の指導者として送り出すことに SEAFDEC の目的があり、現地専門家として SEAFDEC を支える人材を養成しようとする立場で技術移転を行うつもりはなかったこと、更に専門家派遣といってもプロジェクト技術協力のみでなくいろいろの態様があるのが当然であり、一義的にカウンターパート育成ということで考えてもらっては、派遣先の個別のニーズに応じた協力の在り方に支障が生ずる旨述べていた。

(ロ) (船舶の維持について)

日本人専門家より、現在 SEAFDEC にあるバクナム号 (380t) は、油代、日当、海上手当が不足しているため、年に 100 日位しか航海しえない状況にあり、せっかくの船が空のもちぐされになっている、せめて 200 日位は稼働させたいが何とかならないものか、との実情の披瀝があった。これに対しては我方としても財政当局への予算要求の際に十分考慮したいが、これらは recurrent cost であり、査定がかなり厳しいものとなろう旨コメントしておいた。

2. 養殖部局 (フィリピン)

フィリピン養殖部局では本年 1 月に新部局長就任後、部局内に大幅な人事異動があり、前部局長側に立った者と、新部局長側に立った者とで、人事上大きな差別が生じており、しかも、部局運営方針が大幅に変わり、研究活動の継続性に支障が生じている旨聞き及んでいたところ、今回のミッションは、両派の者、更に中立的立場をとった者の双方よりあまねく意見を徴するべく努力した。

(1) サンチアゴ養殖部局長との協議

本年 1 月より、ラカニラオ前部局長に代わり新たに部局長に就任したサンチアゴ部局長と概要以下のとおり協議した。

(イ) (部局長就任について)

我方より本年 1 月のサンチアゴ氏の部局長を祝する尾島雄一水産庁次長 (SEAFDEC 日本側理事) の伝言を伝えるとともに、我方としてサンチアゴ部局長の任命を遅らせた理

由は、サンチアゴ氏自身を問題視したためではなく、ラカニラオ前部局長が離任することで従来継続されてきた部局内改革が頓座することを恐れたためであり、これは従来の理事会の意向を踏まえた結果であった、また今回の訪比はこの間日本側とサンチアゴ部局長との間に生じたであろう誤解を解きほぐすため、我々の立場を十分に理解してもらうためのものである旨述べたところ、サンチアゴ部局長よりは、こうした我が国の立場を多とする見解が示され、我が方の訪問を歓迎する旨表明した。

(ロ) (就任前後の policy の差異)

我が方より前部局長と現部局長との基本的ポリシーの差異について質したところ、サンチアゴ部局長より、ラカニラオ及びその前のフリノ時代は養殖部局の活動が基礎研究に偏重し、地域の養殖関係者への技術移転の面がおろそかになっていたが、サンチアゴ部局長のもとではこれを改め、大学等の研究機関にて行いうる基礎分野よりは、より応用技術的研究分野に力を注ぐことを目指している旨説明があった。更に我が方より、従来の理事会の折、養殖部局における行政改革について多くの理事より度々言及された、フィリピン大学の Business Research Foundation の勧告にかかる部局改革案を実行する用意はあるのか質したところ、部局長としては、BRFの勧告が内容的に妥当なものであれば兎も角、フリノ、ラカニラオ時代に多数の優秀な者が職を追われており、内容的に不適當な勧告には従えないものであると述べていた。この点に関連し、我が方より、83年の養殖部局へのフィリピン政府からの拠出金について質したところ、部局長よりは、他の機関が通常対前年度25%減なのに対し、SEAFDECは20%減に止めた旨返答越した。更に我が方より、スタッフの数の増減について質したところ、全体で1%位増えている(実際のところは700人から800人に増えた模様)と答えた。我が方より、予算は減っているのに人員が増えてやっつけられるのかと質したところ、補正予算の機会などもあり何とかやっつけられる旨述べていた。

我が方よりSEAFDECは国際機関である以上、その最高意思決定機関である理事会の意向を各部局が尊重すべきではないか、と質したところ、部局長より、部局長の変更があった以上部局のポリシーに変更があるのは当然であり、私には私の考えがあると述べていた。

更に我が方より、従来の部局組織を改変し、いろんな新たな組織、例えば External Evaluation Committee なるものをつくり、その勧告を部局の政策決定に反映させているやに聞き及んでいるが、と質したところ、部局長より、本委員には関係各層の人にメンバーとなってもらい、広範な意見を求めることとしているが、これは単なる advisory committeeであり、決定自体を下すのは部局長であること、また Internal Research Evaluation Committeeを部局内部につくり、部局内の意見も徴していること等の説明があった。

(ハ) (次長との関係)

我が方より、執行委員会（ここでSEAFDECのpolicyが決定される）のメンバーに勝谷次長が含まれていない理由を質したところ、部局長は、勝谷氏は部局長選任の際ラカニヲオ派に属しサンチアゴの追い落としを図った人物であり、しかもその後、他の2つの委員会の長への就任を依頼したにもかかわらず無下に断われた経緯もあると述べた。これに対し我が方より、次長のポストはSEAFDEC設立協定上、部局長を補佐し、部局長が欠けたときはその代理を行う重要なポストである、それにもかかわらず、部局の意思決定に直接参画する委員会のメンバーから外されるというのはおかしい、次長は日本政府の勧告により理事会で任命されており、ある意味で日本を代表しているとも言えるのであり、その次長を除外するが如き態度はSEAFDECから日本を追い出すというようにとられてもおかしくはないのではないか、と意見を述べたところ、部局長は、今後は次長にも執行委に参画してもらうように手配する旨我が方の要請に応じた。

(⇒) (National Board)

我が方より、部局長人事をめぐる養殖部局内の混乱状況にかんがみ、部局の活動状況を把握すべくフィリピン政府内にNational Boardが設けられた由であるが、我が方としてその後それがどのように機能しているのか、部局長として承知していれば右承りたい旨述べたところ、部局長は議長の了解がないと議事録はあげられないが、交渉してみる用意がある旨述べていた。部局長は、これに附加して、National Boardといえども正式の機関ではないしSEAFDECの活動に干渉できるものではなく、SEAFDECの国際機関性は損なわれるものではない旨述べていた。

(※) (通信施設の整備について)

我が方より、通信状態の非常に悪い養殖部局の現状とを改善するため、イロイローティックパウワン間に電話布設する話があったはずであるが、どうなっているのかと質したところ、部局長より、ティックパウワンの先17kmのミヤガオにUP養殖学科が移転されるに伴い、電話線も布設されることになる（世銀の資金25,000万ペソ）ので養殖部局にも一年以内に電話布設が可能となろう旨述べていた。

(△) (多国間プログラムと国内プログラム)

我が方より、部局長としては、今後、域内外の国の参加を求めるプログラムと国内向けのプログラムのいずれかを選好していく所存であるのかを質したところ、方向としては、後者に比重を移していきたい旨述べていた。部局長としては、先に述べたように、研究部門から応用部門へのソフトの見地から、現地の養殖業者の実技習得の機会を増やしたいとの趣であった。因みに、多国間プログラムの定義は、事業費の半分以上が外部資金、参加者の75%が外国人、国内プロジェクトは参加者の75%が比人であるものの由。

(2) 部局研究員との協議

我が方としては、広く養殖部局の実情を知悉するため、サンチアゴ派、反サンチアゴ派、中

立派のスタッフに対し、個別に、部局長の変更前後の部局の変化について質したところ、部局の研究内容の変化、人事異動等についてそれぞれ率直な意見が述べられたが、細部にわたるので、ここでは省略する。

(3) フィリピン大学でピサイヤス校汽水養殖センター訪問

SEAFDEC 養殖部局レガネスステーションに隣接し、フィリピン大学汽水養殖センター (BAC) があるが、同センターはレガネスのステーションと類似の施設を有し類似の活動を行っているやに見受けられたところ、同センターを訪問、主任教授より BAC と SEAFDEC の相異と関係等について説明をうけた。それによると、SEAFDEC の活動が従来エビ中心であるのに対し BAC はフィンフィッシュを研究している、但し SEAFDEC も最近フィンフィッシュの分野を研究対象に入れてきているとのこと、また両機関はこれまで院生研究プログラムを共同事業として行い協力しており、スタッフの相互交流も行ってきているとのことであった。

(4) カバイ天然資源省次官補との協議

養殖部局の本部のあるパナイ島よりマニラに移動、直接 SEAFDEC を担当しているフィリピン水産局の上位機構である天然資源省にカバイ (Capay) 次官補を尋ね、これまでの調査で得た情報を披瀝したところ、同次官補は、今回の SEAFDEC をめぐる紛糾については比政府としても憂慮しており、我が方が得た情報の事実関係については調査してみる旨、また National Board の議事録の入手方努力してみる旨我が方に協力する旨表明していた。

(5) クルーズ外務省参事官及びグロッツ水産局次長訪問

両者については、一般的を表敬訪問を行うに止めた。

(6) 日本人専門家との協議

次長、調整員を含め、養殖部局には現在 5 名の専門家が居るが、我が方よりそれぞれの専門家に養殖部局内における仕事の位置づけについて質したところ、次長、調整員を除き他の専門家については各研究プロジェクトのラインの中で現地研究者と仕事を分担しつつ活動を行っており、特にカウンターパートの指導という面で活動しているものではない旨述べていた。また一部専門家については、最近エビ類稚魚の生産に関し、部局側より一定の生産ノルマを課されている状況が紹介され、ともすれば日本人の専門家を技術移転、研究という側面ではなく、役務提供者として位置づける傾向にあることが明らかにされた (なお、このエビの生産は、フィリピン政府の外貨獲得政策の一環として SEAFDEC に課されたノルマでもある旨、また同じフィリピン政府の方針として最近生産施設を有している機関については、その生産物を出来るかぎり生産、売却し、当該機関の独立採算制を強める政策が SEAFDEC にも及んできている旨併せ述べていた。)。

3. 調査部局 (シンガポール)

(1) IDRC シンガポール駐在アジア地域事務所訪問

IDRC (International Development Research Center)はSEAFDEC域外機関としてSEAFDECプロジェクトに対する主な拠出機関であり、我が方は本件ミッション派遣の機会をとらえ訪問、JINGJAI事務所長及びDavy水産担当官と協議し、IDRCとしてのSEAFDEC援助の方針の聴取を試みたところ、協議概要以下のとおり。

(イ) (養殖部局の内情について)

我が方より先般訪問した養殖部局にて、いろいろな人の話を聞くにつけ、部局長の交代でかなり混乱している状況が判明した旨述べ、併せDavy氏に対し、2月に訪日する前に養殖部局を訪れた由であるところ、その時の印象について質したところ、Davyは、11月にはラカニラオ、1月にはサンチアゴに面会、また今回のミッションと同様いろんな研究員とも面接を行ったが、部局長の交代で部局に大きな変化があったことはやはり認めざるを得ないこと、2年毎の部局長の交代劇のたびにいつもこうなるのは悲しむべきことであるが、フィリピンの政府の有力者もからむだけにやっかいであること、ペーニャ天然資源省大臣ですら養殖部局人事をコントロールできず、新部局長就任の矢先、既に今回も候補者に挙げられていたカマチョが次期部局長を目指し運動を行っている旨仄聞していること、等述べていた。

(ロ) (ミルクフィッシュプロジェクト)

我が方より養殖部局にあって、日本人専門家がIDRCの援助プロジェクトであるミルクフィッシュプロジェクトに従事していることに言及し、IDRCとしては日本人がIDRC資金で研究を行うことにつき特に異議はないものであるかと質したところ、Davyは、ミルクフィッシュプロジェクトの目的には技術研究面の目的と技術研修面の目的の2つがあり、前者の目的に照らせばlocal staff以外の外国人研究者がIDRCの資金を使用することになってもかまわないが、できればlocal staffに働いてもらうにこしたことはない旨述べていた。

更に我が方より、現在行っているミルクフィッシュプロジェクトが本年度で終了すると承知しているが、次期も継続する予定か否かと質したところ、Davyより、IDRCとしてもできれば継続方努力したいが、現在のような混乱がつづくとなかなか難しい面もあり、今はwait and seeの態度をとらざるを得ない旨述べていた。Davyは更に、SEAFDECがIRRIのように安定した国際機関であれば、長期にわたる資金協力のコミットが可能となるのだと内話していた。

(ハ) (日本の加盟国脱退の是非)

我が方より、日本がSEAFDECの加盟国であることが他の先進国が対SEAFDEC援助を行うことを躊躇せしめている側面があることを仄聞するところ、仮の話として日本がSEAFDECを脱退して新生SEAFDECが誕生するとしたら、IDRCは如何に考えるかと質したところ、Davyは、日本の脱退は必ずしも他の援助機関の目をSEAFDECに向けることにはならないと思う、というのも日本が脱退することとなればそれは日本がSEAFDEC

に対しマイナス評価を下したというようにとられ、他の国はかえって援助を手控えるようになる可能性が高いからであると述べていた。Davyは更に、日本と同じようにIDRCも従来SEAFDECには随分と資金を供給し、累積では200万ドルの額にのぼっており、アジア地域ではテクノネットアジアと並ぶIDRCの援助事業である、いわばIDRCも日本と同じように過去の経緯からなかなかSEAFDEC援助をやめるわけにはいかない事情がある旨IDRCの内情についても披瀝していた。

(二) (IDRCの調査部局への協力の在り方)

我が方よりIDRCで調査部局を援助する計画の有無について質したところ、先方は「水産加工情報」の出版プロジェクトを考えており、調査部局とも接触している旨述べていた。これに対し我が方より調査部局はスタッフの数も限られ、新規事業を行うに当っては資金の手当てだけでなく、人的手当でも必要と考えられるところ、IDRCについてはこれにどのように対応するかと質したところ、Davyは、IDRCの援助の在り方として、カナダ人専門家を派遣することは原則的にせず、IDRCの資金でlocal peopleが事業を実施することが通例となっており、制度上人的手当が困難な事情もある旨述べていた。

(三) (拠出国会議の開催)

Davyより、SEAFDECに対しては、IDRCを始めとして、FAO、JICAなどの援助機関が、今後共同の歩調をとり援助を行っていくことが妥当であり定期的な会合を催すことを考えている旨述べたところ、我が方より、日本の場合は援助国であると同時にSEAFDEC加盟国であり、IDRC、FAOなどとは若干立場が異なる側面もあるが、IDRCの提案は妥当と考える、本件は帰国後関係機関にもその趣旨を伝える旨応答した。Davyは、次回マニラで水産関係拠出国会議を催す予定のところ、日本の参加を是非得たい旨述べていた。

(2) フーイ調査部局長との協議

チャンギの調査部局を訪れ、フーイ部局長と概要以下のとおり協議を行った。

(イ) (民間への技術移転)

我が方より、SEAFDEC 3部局中、調査部局の活動が民間業者(練製品)への技術移転の面で最も成功していると理解しているが、と持ちかけたところ、フーイ部局長より、調査部局で日本より導入し開発した水産加工技術がシンガポールの練製品業者に広く浸透しつつあり、新しい方式でつくられた練製品の附加価値は高く(従来のものが5セント/Kg、新製品は5ドル/Kg)、市場でも好評を博している、また調査部局で行っている新しい技術の実習及び新たな水産加工機材の紹介を兼ねたlecture-cum-demonstrationコースには民間業者も積極的に参加し、現在のところ本部局では50もの水産加工の中小企業者の相談を受け、彼等の需要に応じている旨の説明があった。

(ロ) (域内国への技術移転)

我が方より調査部局の活動の成果を積極的に他の域内国に移転すべき時期にきているので

はないかと述べ、この点で最近調査部局の日本人専門家がタイ、ブルネイ、マレーシアなどに出張する機会はあるが、シンガポールの local staff が技術移転の為に域内国に出張する機会は今のところないと聞いており、この点より積極的な対応は考えられないのかと質したところ、フーイ部局長は同人としても調査部局の活動が広く域内国に裨益することは望ましいと考え、local staff も技術移転のために出張する機会が与えられるように、現在シンガポール政府と交渉しているところであると述べていた。更に我が方より、域内国の技術移転は TCDC の観点からも望ましいと考えるので、シンガポール政府に対する積極的に働きかけを望む旨述べたところ、フーイ部局長より、local staff にとっていろんな地域を実見することは彼等自身にとって勉強になることもあり、シンガポール政府に改めて働きかけを行う用意がある旨述べていた。ただフーイ部局長は、TCDC といっても他の域内国からは日本人専門家の派遣要請はあっても、シンガポール研修員に対する派遣要請は出てこないこともあり、調査部局としても要請されないのに local staff を出すことには支障があること、従って今のところはやはり日本人専門家が出張する機会が多いと思うが、次第に local staff も日本人専門家と一緒に出張するようになり、次に local staff にふりかわるといことが望ましいと考えている旨述べていた。

(イ) (職員の身分)

我が方より SEAFDEC は国際機関であるが、調査部局の場合は少々特殊で、現地職員がシンガポール政府職員の身分のままであるのは SEAFDEC の国際機関性と矛盾するものではないかと質したところ、フーイ部局長は SEAFDEC の組織・財政基盤が弱い現状では、現在のままの姿が安定していると考え旨説明し、シンガポールの場合に、政府職員であることは、福利厚生面で各種の特典があり、SEAFDEC としてこれにかわる特典を付与しない以上、政府職員の身分を離れることは不利である等の事情を理解願いたい旨述べていた。

(ロ) (シンガポール政府の資金拠出)

我が方より、シンガポール政府は 3 分の 1 原則 (調査部局の運営費の総額の 3 分の 1 を、4 万ドルを限度としてシンガポール政府が負担する制度) を長期にわたり維持しているが、我が方としてもホスト国がこういう制度を維持している以上、横並びの問題もあり調査部局への運営費拠出を増やすことが難しい事情を説明したところ、フーイ部局長は、3 分の 1 原則はもともと他の拠出国の拠出を促すために導入した制度であるが、その後思ったとおりの各国の資金拠出を仰げず、調査部局としても運営費の赤字をかかえて困っており、シンガポール政府に対しては制度改正を依頼しているところである、当面 3 分の 1 原則自体の撤廃は困難かもしれないが、少なくとも上限の 4 万ドルについて、これを緩和する措置はなされるものと期待している旨述べていた。

(3) シュー・シンガポール原産局局長及びリー同次長との協議

シンガポール原産局 (Primary Production Department) を訪問、ロバート・リ

一次長と協議したところ概要以下のとおり（シュー局長とは昼食時に協議）。

(イ) （養殖部局の現状についてのシンガポールの見方）

我が方より、養殖部局の現状について、ミッションの所見を伝えたところ、リー次長は養殖部局については、新部局長任命後の状況についてほとんど情報を得ていないが、シンガポールとしては、SEAFDECの3部局中、最後にできた養殖部局の混乱が、もともとの部局である他の2つに波及することを憂慮する、即ち養殖部局の混乱に嫌気がさし、SEAFDECの組織自体が瓦解するのはシンガポールとして最も恐れている、また、フィリピン水産局は養殖部局の内部事情をよく統制すべきである旨述べた。

(ロ) （シンガポール政府の資金協力）

我が方より、3分の1原則の改正の可能性について質したところ、リー次長はこの件については調査部局及び日本大使館からもその旨の要請を受け、現在検討中である旨、また4万ドルとという上限を上げることは左程難しくないが、3分の1原則自体の改正は閣議事項でもあり、当面の改正は難かしい旨述べていた。更にリー次長は、調査部局のlocal staffの給与については政府が直接負担し調査部局の運営費に入っておらず、この点を考えれば、シンガポール政府が実質的に運営費として拠出している額はもっと多額になる旨述べていた。これに対しては我が方より、local staffの人件費を宿主国が負担するのは当然であること、更に日本としてもシンガポールが3分の1原則・4万ドル上限にこだわっている限り、我が国としても調査部局に対する運営費を増額拠出するのが理屈にあわないこととなる旨述べておいた。

(ハ) （調査部局職員の身分）

我が方より調査部局の職員の身分が国家公務員のままであるのは国際機関たるSEAFDECの性格と相矛盾するのではないかと質したところ、リー次長より、シンガポールとしては現行の制度が合理的（国家公務員であることの身分の安定性、職員数を政府としてコントロールでき人員の増加を抑制しうること、国家公務員は長期低利の政府資金の借入れが可能など福祉厚生面で恵まれていること）と考えており、1カ月程前、フィリピンのベニャ天然資源省大臣、ゴンザレス水産局長がシンガポールを訪問した際も、養殖部局においても調査部局に於けるような職員の身分上の取扱いの導入を検討してみたいと言っていた旨説明があった。またリー次長は、政府としては調査部局の活動自体を管理するものではなく、あくまでも独立の機関として調査部局の立場を尊重するものである旨付言していた。

(ニ) （域内協力の在り方について）

我が方より、TCDCの観点からも、調査部局のlocal staffが域内技術移転の為に出張しうるよう、シンガポール政府としても努力してもらえないものか質したところ、リー次長は、TCDCは現在hot issueでもあり、我々としても重視しているが、基本的には、未だ調査部局のlocal staffは他の国に技術移転しうる技術を十分習得している段

階にあるとは言えず、まだまだ時期尚早であると思う、しかし他の国よりシンガポール人研究員の専門家としての派遣依頼があれば考慮してみたいが、これは将来の問題であると考え
る旨説明があった。

(4) 日本人専門家との協議

調査部局には現在4名の日本人専門家が派遣されており、我が方よりは主として local staff への技術移転の状況及び調査部局のかかえている問題点について質したところ、前者については、シンガポールの local staff は数は少ないが優秀な者が多く、調査部局を将来にわたり支えることのできる人材が確実に育っているが、なかなか一朝一夕に日本人専門家にとってかわりうるというわけにはいかない、特にシンガポール人は、与えられた領域での仕事はいっしょうけんめいに行うが、隣接領域まで広く興味を示すところがなく、この点教えていて限界を感じざるをえないことが多い旨、更に後者については、現在のスタッフの数では、シンガポール政府の要請があってもなかなか新規分野に手を広げていくことが困難である旨述べていた。

Ⅵ 3部局活動状況（実務面）

（Ⅰ）訓練部局

1. 全体の活動内容及び特色

- (1) 当部局は、設立当初から漁業技術者の訓練、漁具・漁法の開発研究を任務としており、近年、漁場開発、漁業資源及び海洋の調査も開始した。具体的な活動内容は次のとおりである。
- (ア) 長期訓練（2年間）………域内各国からの研修生（主に水産局職員）に対し、講義、陸上実習及び半年間の訓練航海を通じての漁具、機関、航海計器の操作を訓練している。
- (イ) 短期研修………各国の漁業普及員の再教育、タイの水産局技術者及び大学生の現場体験並びに漁民への新漁法普及等を目的に適宜短期の訓練を実施している。
- (ウ) 調査部門………主に訓練部局、チャンギ号及び、タイ水産局により収集されたデータを整理し、アンダマン海及びシャム湾の資源解析を行うとともに、伝統的漁具・漁法の改良調査を行っている。
- (2) 本部局の特色は、上記のように訓練生の実技習得に重点を置き、漁業現場で実際に役立つ技術者を養成することにある。

2. 日本人専門家の活動状況とその成果

- (1) 各専門家は、船舶部の航海術を除く漁労、船舶機関、資源・漁場開発、漁具・漁法改良、統計の各分野において、教育・訓練（講義、陸上及び海上実習）、調査・研究（陸上及び海上）及び外部からの要望に対する協力（共同調査、デモンストレーション）を行っており、訓練部局の活動内容の重要部分の多くを日本人専門家が担っている。
- (2) 成果としては、これまで172名（1970年～1981年）の長期訓練生を輩出した他、具体的に次のものがあげられる。

- ・ トロール漁法
 - ・ 三枚網（刺網の一種）
 - ・ 集魚灯（浮魚の漁獲）
 - ・ 棒受網（ " ）
 - ・ かご漁法
- } の普及による漁獲量の増大
- ・ まき網漁法の開発………浮魚資源が未開発のため、今後最も有望視されている。
 - ・ このほか、教科書、参考書、及び調査研究報告等を適宜刊行し、特に南シナ海の資源、海洋調査に関する報告書はその精度の高さにおいて高い評価を得ている。

3. 今後の課題等

- (1) 一部の海域においては、底魚資源に対する漁獲努力量が満限に達した状況にあると言われるので、適正漁獲の観点から一層精度の高い資源調査を行うとともに、資源の特性、状況に適した漁具・漁法の改良・普及が今後とも必要である。
- (2) 昨今、途上国において漁船の動力化がブームになっているが、その保管、管理の重要性に対する行政サイドの認識が低いので、安全操業等の観点からエンジンに関する検査体制の整備を啓もうするなどの幅広い訓練活動が必要と思われる。
- (3) 本年からスタート予定の on-the-job training コース（年1回、10ヶ月程度、4名程度）は、域内国の中堅技術者を日本人専門家の助手兼研究者としてはりつけ、専門家の知識及びノウハウ（講義、実習、調査についての企画、立案、実践、整理、解析等）の全般について習得させることを目的とするものであり、ローカル・スタッフの育成促進の観点からその成果が期待される。
- (4) 当部局への派遣専門家数はピーク時の13名から現在9名に漸減してきているが、前述のとおり訓練内容の多くは依然日本人専門家によって支えられている。これはSEA FDECの任務が部局内のカウンター・パートの育成を必ずしも第一義としていないこと、一般に開発途上国の技術者（研究者）が理論面に走りがちで実務的、実践的でないことその他、理論、実践の両面で優れた人材はより所得の高い外部に流出する傾向にあること等によるものである。また、域内国の当部局への研修生派遣のメリットは、日本人専門家から直接指導を受けられることであり、タイ国内外のこれまでの水産業振興も日本人専門家の貢献によるところが大であった。

以上のことから、当部局の機能を維持・発展させるためには、当面少なくとも現状程度の日本人専門家の派遣を継続することが適当と思われる。

(II) 養殖部局

1. 全体の活動内容及び特色

- (1) 当部局は、エビ及びミルクフィッシュを中心とした魚介類の養殖に関する調査・研究、域内各国の技術者の訓練及び知識・情報の普及活動を主たる任務としている。具体的な活動内容は次のとおりである。
 - (ア) エビ・プロジェクト………種苗生産と産業的な養成（飼育）に関する技術向上に重点が置かれている。現状では種苗生産は天然親エビに依存しているが人工飼育による親エビの産卵と給餌養成とによるエビ類の完全養殖を目標としている。
 - (イ) ミルクフィッシュ・プロジェクト………養成方法が比較的容易な本種においては、人工種苗生産技術に重点が置かれている（現状では種苗は天然稚魚に依存している）。

- (ウ) その他の魚介類については、ティラピア、コイ、アイゴ、カキ、イガイ、海藻等の養殖実験が行われている。
 - (エ) この他、エビ及びミルクフィッシュの人工配合飼料開発、魚類病理等の調査・研究が行われている。
- (2) 本部局の特色は、他の2部局に比較して活動内容が広範であり、またこれまでのところ域内各国からの研修生に対する技術訓練より調査・研究に重点が置かれてきた。

2. 日本人専門家の活動状況とその成果

- (1) ウンエビ及びホワイトエビの種苗生産技術の開発及び池中養殖方法の改良を目的として、
- (ア) 採卵用親エビの養成、管理、成熟に関する研究（親エビ養成）
 - (イ) 産卵誘発、ふ化から初期育成段階の歩留り向上、初期餌料培養に関する研究（種苗生産）
 - (ウ) 稚エビの中間育成、給餌法、泥池の管理、間引き生産方式等からなる集約的養殖方法に関する研究（池中養成）
- を行っている。
- (2) 魚類については、ミルクフィッシュの種苗生産技術の開発を目的として、生簀内での親魚養成、成熟・産卵誘発、初期餌料培養に関する研究を行う他、近年域内で新しい養殖対象種として注目されているアイゴ、スズキ等について種苗生産の基礎となる生理、生態の研究を行っている。
- (3) 日本人専門家の役割は、総じて技術移転より共同研究スタッフの一員として活動を行うという色彩が強い。
- (4) 成果としては次のものがあげられる。
- (ア) エビの種苗生産技術については、1～2月を除いてほぼ同年採苗ができるまでになっており（日本のクルマエビの場合に比して成功率は劣る）、その技術はフィリピン国内の50ヶ所程度の民間ふ化場に普及している。
 - (イ) エビの池中養殖方法については、専門家のデモンストレーション等を通じて稚エビの中間育成、間引き生産方式等が在来の養殖方法に導入されつつある。
 - (ウ) ミルクフィッシュについては天然稚魚から養成した5才魚で産卵誘発に成功（世界で初めてと言われる）するなど着々と成果をあげている。
 - (エ) この他、研究報告及び extension manual 等を刊行し、メンバー国内外で広く活用されている。

3. 今後の課題等

- (1) エビ及びミルクフィッシュとも種苗生産上の主要問題点は①産卵用親魚の確保及び産卵率の向上、②初期生物餌料の探査及び大量培養、③ふ化稚魚の種苗サイズまでの歩留り向上にあ

り、これらの点についての一層の技術開発が望まれる。また、現状では民間養殖業者は両種の種苗とも天然稚魚に依存しているため、種苗生産技術の研究と併せて、天然稚魚の歩留り向上（採取漁法の改良、採取魚の取扱い等）に関する研究が必要と思われる。

- (2) 従来の養殖方法から脱皮して生産性を上げるために、放養密度、餌（飼）料の開発、投餌量、養成期間中の選別・分養、池水の管理等に関する実用化試験とこれらの養殖業者への普及が必要である。
- (3) 零細漁民の所得向上を図る観点から資本投下の少ない新しい養殖対象種（例えば貝類、海藻類）の開発が望まれる。
- (4) 当部局のローカルスタッフは高学歴者が多いことから研究計画の企画立案については優れているものの実施面で問題があり、また、彼等のほとんどは畜産、農業、理学部の生物分野からの出身であるため水産に関する素質が十分でないこと、更に研究データのとりやすさ、研究発表のしやすさ等から基礎研究に進む傾向がある。しかし、養殖技術の改良・開発を推進するためには基礎研究と併せて産業に結びついた応用研究が不可欠であるため、これら両分野においてレベルの高い日本人専門家の派遣を当分の間継続し、当部局の研究活動等の充実を図る必要があると考えられる。

(III) 調査部局

1. 全体の活動内容及び特色

- (1) 当部局は、1978年から伝統的製品の品質管理・改善、鮮度維持等を中心とした水産加工技術の開発・普及に取り組んでおり、現在では水産加工製品の多様化のための開発研究もを行っている。具体的な活動内容は次のとおりである。
 - (ア) 練製品……フィッシュボール、かまぼこ、魚肉ソーセージ等の試作品の製造を通じて伝統技術の改良、技術移転を図るとともに、生産工程で発生する諸問題の技術研究、さらにかわてんぶら、魚肉ハンバーグ等新製品の開発を行っている。
 - (イ) 原料魚の保蔵、品質管理……練製品用原料魚の品質保持を図るため、凍結前と後、冷凍保管中の品質変化を物理的、化学的及び官能的に検査し、原料魚の冷凍方法の研究を行うとともに、冷凍魚の取扱い改善の指導を行っている。また、原料魚の選択のため、魚種による筋肉の構成タンパク質等の理化学的性質の研究を行っている。
- (2) 本部局の特色は、実務面と研究面との密接な連携により技術開発が進められていること、また民間への技術移転がたいへんスムーズに行われていることである。

2. 日本人専門家の活動状況とその成果

- (1) 上記1の(ア)及び(イ)について教育・訓練及び調査・研究を行うとともに、地元民間業者から

の相談（生産技術、機械設備、漁獲物の練製品原料としての適格性等）にも応じている。また、当部局の受入研修生の訓練のみならず適宜メンバー国に出張し、技術指導を行っている（タイの水産研究所等）。

(2) 成果としては次のものがあげられる。

- (ア) 特に練製品部門では、優秀なローカルスタッフが育ちつつある（ただし在来の原料からの練製品の製造は問題がないが、新しい材料からの製造（応用能力）は十分でないと言われる）。
- (イ) 当部局の練製品生産方式が現地加工業者に導入されつつあり、その製品は在来のものにくらべ市場で好評を博している。
- (ウ) この他、当部局の発行する教科書、マニュアル書等はその実用性等の面から高い評価を得ている。

3. 今後の課題等

- (1) 現地では最近原料魚の不足が問題になってきていると言われる。このため当部局においてこれまで利用されていなかった魚種（雑魚、浮魚等）からの冷凍すり身製造の研究が一部開始されている。これはアセアン諸国内での貿易振興にも役立つものと思われるので今後の成果が期待される。
- (2) 冷凍魚の品質保持は、技術開発とあわせてコールドチェーンシステムの整備が必要であるが、途上国ではその急速な発展は困難な状況にある。このため、氷蔵による原料魚の品質保持に関する技術開発が必要であると思われる。
- (3) 原料魚の品質保持は、漁獲直後の魚体の取扱い、保蔵方法がポイントであるので、タイ、マレーシア等近隣の原料魚供給国（シンガポールは原料魚のほとんどを近隣諸外国に依存している）における技術指導の推進が必要である。また、受入国側も日本人専門家による技術指導を強く望んでいる。

以上の状況から、当部局ではローカルスタッフが育ちつつあるとは言えその数は少なく、また、良質の加工原料確保のためには多大の課題が残されていることから、今後とも日本人専門家の派遣が必要と考えられる。

添 付 資 料

1. 協定

**AGREEMENT
ESTABLISHING
THE SOUTHEAST ASIAN FISHERIES
DEVELOPMENT CENTER**

BANGKOK

September, 1973

AGREEMENT
ESTABLISHING THE SOUTHEAST ASIAN FISHERIES
DEVELOPMENT CENTER

The Contracting Governments.

Recognizing the vital importance of promoting the fisheries development in Southeast Asia in the light of the urgent need of increasing the food supply and of improving the nutritional standard, especially of increasing the supply of animal protein, in this region:

Realizing that, in order to promote the fisheries development in this region, further efforts should be made in the fields of training of fisheries technicians, research on fisheries techniques and investigation of fisheries resources and in other relevant fields; and

Convinced that regional co-operation is highly effective in such fields:

Have agreed to establish hereby the Southeast Asian Fisheries Development Center, hereinafter called the "Center", which shall operate in accordance with the following provisions:

CHAPTER I
PURPOSE AND FUNCTIONS

Article 1
PURPOSE

The purpose of the Center is to contribute to the promotion of the fisheries development in Southeast Asia by mutual co-operation among the member governments of the Center, hereinafter called the "Members", and through collaboration with international organizations and governments external to the Center.

Article 2
FUNCTIONS

To fulfil its purpose, the Center shall have the following functions:

- i) to train fisheries technicians of the Southeast Asian countries;
- ii) to study such fisheries techniques as are suited to the fisheries in Southeast Asia;
- iii) to develop fishing grounds and to conduct investigation of fisheries resources and research in fisheries oceanography in Southeast Asia;
- iv) to collect and analyse information related to the fisheries in Southeast Asia;
- v) to provide the Members with the results of studies and researches by the Center and other information; and
- vi) to handle other matters related to the functions referred to in i) to v) of this Article.

**CHAPTER II
MEMBERSHIP**

**Article 3
MEMBERSHIP**

1. Membership in the Center shall be open to the governments of the Southeast Asian countries and Japan. For the purpose of this Agreement, the term "Southeast Asian countries" shall refer to the Union of Burma, the Kingdom of Cambodia, the Republic of Indonesia, the Kingdom of Laos, Malaysia, the Republic of the Philippines, the Republic of Singapore, the Kingdom of Thailand and the Republic of Viet-Nam.
2. Governments eligible for membership under paragraph 1 of this Article which do not sign within the period specified in Article 14 of this Agreement may be admitted to membership in the Center by a two-thirds majority vote of the total number of Directors of the Council.

**CHAPTER III
ORGANIZATION**

**Article 4
ORGANS OF CENTER**

The Center shall have a Council, a Secretariat and such Departments as may be decided upon by the Council.

**Article 5
COMPOSITION OF COUNCIL**

1. Each Member shall be represented on the Council by one Director. Directors shall hold office until their successors shall be appointed.
2. Each Member may appoint an Alternate Director who shall exercise all the powers of its Director in his absence.
3. Each Member shall pay due regard to the desirability of appointing as its Director a high level official who has sufficient knowledge and experience in the field of fisheries development.
4. At its annual meeting, the Council shall designate one of the Directors as Chairman, who shall hold office until the election of the next Chairman at the next annual meeting of the Council.

**Article 6
POWERS OF COUNCIL**

1. The Council shall be the supreme organ of the Center and all the powers of the Center shall be vested in the Council.
2. The Council may delegate to the Secretary-General any or all of its powers, except the powers:
 - i) to decide on the Plan of Operation and the Working Programme concerning the establishment and the operation of the Departments of the Center;

- ii) to adopt the annual programme and the annual budget of revenues and expenditures of the Center;
- iii) to approve the annual report on the operation of the Center;
- iv) to admit new Members;
- v) to appoint the Secretary-General and the Deputy Secretary-General;
- vi) to appoint the Department Chiefs and the Deputy Department Chiefs;
- vii) to approve agreements or arrangements referred to in Article 12 of this Agreement;
- viii) to decide to receive assistance referred to in Article 13 of this Agreement;
- ix) to adopt amendments of this Agreement in accordance with the provisions of Article 18; and
- x) to decide on the manner in which the property and assets of the Center/shall be disposed of in case of the abolishment of any department.

Article 7

PROCEDURE OF COUNCIL

1. The Council shall hold an annual meeting and such other meetings as may be decided by the Council or called by the Secretary-General. A meeting of the Council shall be called by the Secretary-General whenever requested by a majority of the Members. The inaugural meeting of the Council shall be called by the Government of Thailand.
2. Each Director shall have one vote and, except as otherwise provided in this Agreement, all matters before the Council shall be decided by a majority of the Members present and voting.
3. Notwithstanding paragraph 2 of this Article, the Plan of Operation and the Working Programme referred to in Article 6 paragraph 2 i) and the manner of disposal referred to in Article 6 paragraph 2 x) of this Agreement shall be decided by an unanimous vote of the total number of the Directors of the Council.
4. A quorum for any meeting of the Council shall be a majority of the Directors.
5. The Council may, by regulation, establish a procedure whereby the Chairman of the Council may, when the latter deems such action advisable, obtain a vote of the Directors on a specific question without calling a meeting of the Council.

Article 8

COMPOSITION OF SECRETARIAT

1. The Secretariat shall consist of a Secretary-General, a Deputy Secretary-General and Secretariat staff.
2. The term of office of the Secretary-General and the Deputy Secretary-General shall be two years and they may be re-appointed.
3. The Secretary-General and the Deputy Secretary-General shall be concurrently the Chief and the Deputy Chief of one of the Departments.
4. The Secretariat staff shall be appointed by the Secretary-General.
5. During the Secretary-General's absence or inability to act or during any vacancy of office of the Secretary-General, the Deputy Secretary-General shall act as Secretary-General.

Article 9
SECRETARY-GENERAL

1. The Secretary-General shall assist the Council, to which he shall be responsible, and, for this purpose, shall in addition to the powers assigned to him expressly by this Agreement, exercise all the powers delegated to him by the Council.
2. The Secretary-General shall represent the Center.

Article 10
DEPARTMENT

1. Each Department shall consist of a Department Chief, a Deputy Department Chief and Department staff.
2. The Department Chief shall be appointed by the Council upon the recommendation of the government of the member country in whose territory the Department is located and the Deputy Department Chief shall be appointed by the Council upon the recommendation of the government of Japan.
3. The term of office of the Department Chief and the Deputy Department Chief shall be two years and they may be re-appointed.
4. The Department staff shall be appointed by the Department Chief.
5. The Department Chief shall conduct the business of the Department in close consultation with the Deputy Department Chief. During the Department Chief's absence or inability to act or during any vacancy of the office of the Department Chief, the Deputy Department Chief shall act as Department Chief.

CHAPTER IV
FINANCE

Article 11
FINANCE

The Members shall provide the Center, in accordance with their respective national laws and regulations and within the limits of their respective annual budgetary appropriations, with an agreed amount of money, movable and immovable property and services necessary for the establishment and the operation of the Center.

CHAPTER V
RELATIONS WITH OTHER ORGANIZATIONS

Article 12
CO-OPERATION WITH OTHER ORGANIZATIONS

In order to fulfil its purpose, the Center may co-operate with governments and organizations external to the Center as well as other international organizations and, for this purpose, may conclude agreements or arrangements with those organizations.

Article 13
ASSISTANCE FROM OTHER ORGANIZATIONS

The Center may, by a two-thirds majority vote of the total number of the Directors of the Council, receive assistance from governments and organizations external to the Center as well as other international organizations, provided that no condition contrary to the purpose of the Center is attached to such assistance.

CHAPTER VI
FINAL PROVISIONS

Article 14
SIGNATURE

This Agreements shall remain open for signature by the governments of the countries referred to in Article 3, paragraph 1 of this Agreement on or before 31st December, 1967.

Article 15
ENTRY INTO FORCE

1. This Agreement shall enter into force on the date on which at least three governments have signed this Agreement.
2. For governments signing this Agreement subsequent to the entry into force of this Agreement, it shall enter into force on the date of the signature by such governments.
3. For governments which have been admitted to membership in the Center in accordance with the provisions of Article 3, paragraph 2 of this Agreement, it shall enter into force on the date of the deposit of their instruments of accession with the Depositary Government of this Agreement.
4. The Depositary Government shall inform the governments of the countries referred to in Article 3, paragraph 1 of this Agreement of the entering into force of this Agreement according to the preceding paragraphs of this Article.

Article 16
WITHDRAWAL

1. Any Member may withdraw from this Agreement at any time by written notification given to the Secretary-General, who shall immediately inform the other Members of such notification.
2. Withdrawal by a Member shall become effective on the date specified in its notification but in no event less than three months after the date on which the notification has been received by the Secretary-General.

Article 17
TERM OF VALIDITY

This Agreement shall remain in force for ten years and thereafter until all the Members agree to terminate it.

Article 18
AMENDMENT

Amendment to this Agreement may be proposed to the Council by any Member and shall only be adopted by an unanimous vote of the total number of the Directors of the Council. Each Amendment so adopted shall come into force for all the Members on the date on which it is accepted by all the Members.

Article 19
DEPOSIT

The Original of this Agreement shall be deposited with the Government of Thailand, who shall send certified copies thereof to the governments of the countries referred to in Article 3, paragraph 1 of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned representatives being duly authorized thereto by their respective governments, have signed the present Agreement.

DONE AT BANGKOK, in a single copy in the English language, this twenty-eighth day of December, one thousand nine hundred and sixty-seven.

FOR THE GOVERNMENT OF THE UNION OF BURMA:

FOR THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF CAMBODIA:

FOR THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA:

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:

M. SEKI

FOR THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF LAOS:

FOR THE GOVERNMENT OF MALAYSIA:

SRI AKAR

January 26, 1968

FOR THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES:

F.E. MARCOS

January 16, 1968

FOR THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF SINGAPORE:

R.H. HO

FOR THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF THAILAND:

P. SARASIN

FOR THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF VIET-NAM:

D. CHINH

January 26, 1968

PROTOCOL
AMENDING THE AGREEMENT ESTABLISHING
THE
SOUTHEAST ASIAN FISHERIES DEVELOPMENT CENTER
SIGNED AT BANGKOK ON 28 DECEMBER 1967

The Government of Japan, the Government of the Republic of Singapore and the Government of the Kingdom of Thailand.

Having noted that countries in the Southeast Asia are desirous of becoming parties to the Agreement and.

Having considered that at present the proper Organ under the Agreement has not yet been set up to deal with the matter, nevertheless the urgent desire of these countries should be complied with.

Have agreed as follows:

Article I

Article 14 of the Agreement Establishing the Southeast Asian Fisheries Development Center signed at Bangkok on 28 December 1967 shall be replaced by the following:

“Article 14
SIGNATURE

This Agreement shall remain open for signature by the Governments of the countries referred to in Article 3, paragraph 1 of this Agreement until the inaugural meeting of the Council.”

Article II

This Protocol shall enter into force on its date of signature.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned representatives being duly authorized thereto by their respective governments, have signed the present Protocol.

DONE AT BANGKOK, in a single copy in the English language, this thirteenth day of January, one thousand nine hundred and sixty-eight.

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:

M. SEKI

FOR THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF SINGAPORE:

R.H. HO

FOR THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF THAILAND:

P. SARASIN

**SOUTHEAST ASIAN FISHERIES
DEVELOPMENT CENTER**

**ADMINISTRATIVE
AND
FINANCIAL REGULATIONS**

1971

**ADMINISTRATIVE REGULATIONS
FOR
THE SOUTHEAST ASIAN FISHERIES
DEVELOPMENT CENTER**

REGULATION 1

Purpose and Scope

1. The Administrative Regulations and the Annexes thereto regulate the administration and set forth the duties, obligations and privileges of all Departments of the South-east Asian Fisheries Development Center (hereinafter called the Center).
2. The Secretary-General, as the Chief Administrative Officer, shall authorize the Department Chiefs to promulgate and enforce the Administrative Rules for each Department within the framework of these Regulations and compatible with its organizational structure.

REGULATION 2

Organization of the Staff

1. The Staff of the Center shall consist of a Secretary-General, a Deputy Secretary-General, Secretariat staff and Department Staff.
2. Each Department shall have a Department Chief, a Deputy Department Chief and Department staff.

REGULATION 4

Leave

1. All staff members shall be entitled during a year to leave in accordance with the Department Chief's ruling. Such leave shall include Vacation Leave, Medical Leave, Leave on Public Holidays, Maternity Leave, Leave of an Urgent Nature, etc.
2. It is the intention of the Department that every officer takes regularly the full vacation leave for which he is eligible in the interests of efficiency as well as in the interests of the officer himself.
3. Any officer who is unable to report for duty on account of illness will ensure that:—
 - 1) his immediate superior is informed accordingly;
 - 2) a Medical Certificate exempting him from duty is obtained if medical treatment will necessitate his absence from duty;
 - 3) his official designation, department and residential address are clearly endorsed on the reverse side of the certificate; and
 - 4) such medical certificate is sent to his immediate superior on the same day it is issued.

REGULATION 5

Disciplinary Action

Failure to comply with any regulation may render an officer liable to disciplinary action.

**FINANCIAL REGULATIONS
FOR
THE SOUTHEAST ASIAN FISHERIES
DEVELOPMENT CENTER**

REGULATION 1

Authority and Applicability

1. These Regulations shall govern the financial administration of the Southeast Asian Fisheries Development Center (hereinafter called the Center).
2. The Secretary-General shall be responsible for the administration of these Regulations. The Chief of each Department shall be responsible for the funds allocated to that Department, and may exercise the powers delegated to him by the Secretary-General.

REGULATION 2

The Fiscal Year

The fiscal year of the Center shall be the calendar year January 1st to December 31st inclusive.

REGULATION 3

The Budget

1. The Secretary-General shall prepare a Budget which shall contain particulars and explanations for the following fiscal year, for consideration and approval by the Council. In the event that the Council Meeting is not convened within the year preceding the fiscal year under review, such Budget shall be prepared and circulated to all Directors by the Secretary-General before 1st October of one year for the following fiscal year. All Directors shall be required to give their views and comments before 1st November of the year. On receipt of such views and comments by the Directors, the Secretary-General shall adhere to the majority decision on any issue. Where there is a conflict of views on any issue, he shall seek the views of other Directors and accept the majority decision. If by 1st December of the year, the Directors still have dissenting views and no majority decision is forthcoming then the Secretary-General shall revert to the original proposal of the Budget for that particular issue.

2. The Budget of the Center, presented in United States dollars, shall comprise:

- i) Sources of revenue, and
- ii) Expenditure

for the training and research Departments.

3. The Expenditure shall be divided into two parts:

- i) Part I, which shall be the program of Action of the Center
- and ii) Part II, which shall be for staff, administrative, and nonproject expenses.

4. Part I of the Expenditure shall be a commitment rather than an expenditure type Budget, i.e. funds sufficient to make the entire estimated cost of a program shall be committed to finance the program. Approval of the program of Action by the Council shall constitute authorization of the Department Chief to incur obligations and make payments for the implementation of the program.

5. Part II of the Expenditure shall be divided by subject of expenditure into Articles and Sub-Articles as appropriate. Funds allocated for these purposes shall remain available only during the fiscal year covered by the Budget in question. Any funds not expended in the fiscal year shall revert to the Account of the Department. Approval by the Council shall constitute authorization to the Department Chief to incur expenses and make payments for the purposes therein specified.

6. The Chief of each Department shall be the Authorizing Officer for that Department, i.e. he shall have the authority to enter into some form of agreement for the supply of goods or services and generally to spend money.

7. Transfers of funds from one Article to another Article, which should not exceed 20% of both part I and part II of the Expenditure of each Department, shall be the responsibility of the Department Chief. The Secretary-General shall be informed of the transfers.

REGULATION 4

Payment of Contributions of Members and Non-Members

1. The annual contributions from Members except host governments and the Japanese Government shall be made in United States dollars, not later than March 31 of the current fiscal year.

REGULATION 9

Delegation of Authority

The Secretary-General and the Department Chiefs may delegate to any members of the staff, his functions under these Regulations.

REGULATION 10

Amendment

1. These Financial Regulations shall take effect upon approval by the Council. They may be supplemented or amended by the Council whenever necessary.

2. If in the opinion of the Secretary-General, amendment to these Regulations is required at a time when it is not feasible to convene a session of the Council, such amendment may be effected by his obtaining the consent in writing of a majority of the Directors.

REGULATION 11

Supplementary Rules

The Secretary-General shall authorize each Department Chief to provide for supplementary Rules within the framework of these Regulations for the operation of each Department.

Printed at Kurusapha Ladprao Press by Nai Kamthon Sathirakul

13th July 1971

2. 専門家派遣実績表

S E A F D E C 専門家派遣一覽表

部局名 訓練部

	1968(昭43)	1969(昭44)	1970(昭45)	1971(昭46)	1972(昭47)	1973(昭48)
次	6.17 野野陵			6.16		326 328 真道重明
訓練部長	6.17 野村正恒			6.16	32	9.5
漁具・漁法研究室長		3.31	山崎留吉		3.30	3.30
漁撈講師		3.31	西岡保雄		3.31	3.30
航海講師		3.31	北川和比古		3.31	3.30 5.16(辞任帰国)
機械・機関講師		3.31	山本 晃		3.31	3.30
機械・機関講師					3.31	水野 博
電気通信講師		3.31	和田 晃		3.31 6.30 6.16	長崎 徹久
訓練船(PAKNAM)部長		6.30	橋本 昭	6.29	6.29 6.1	後明 宏美
機関長		9.10	登城武夫	6.9	6.1 6.9	田丸 正郎
一等航海士		6.30	宮原清泰	6.29	6.29 6.1	中山 党介
漁撈長		6.30	小林茂夫	6.29	6.29 9.14	藤川 八郎
通信長		6.30	高島 良	6.9	6.29 6.21	芥 藤 正
資源生物学						
水産生物学						
統計						
調整員						

部局名 訓練部局

	1974(昭49)	1975(昭50)	1976(昭51)	1977(昭52)	1978(昭53)	1979(昭54)
次	9.5 (辭任帰国)	3.27 真道重明	7.31 (再派遣)	真道重明	7.2	
訓練部 長	野村正恒	11.11	5.29 (再派遣)	5.28 山本 晃	5.28	
漁具・漁法研究室 長	3.30 (辭任帰国)	山崎留吉 11.30	3.30 (漁撈講師)	11.25 山崎留吉	11.24	11.24
漁撈 講師	3.30 9.15 (辭任帰国)	西岡保雄	3.30 (辭任帰国)	9.10 鈴木乙彦 9.9	(漁撈技術)	7.11
航海 講師			(再派遣)		9.9	9.9 9.8
機関 講師	9.15 (辭任帰国)	3.30 山本 晃	11.25 田中正治		11.24	(船用機関)
機械・機関 講師		水野 博 3.30	3.28	和田 晃	3.31	6.29
電気通信 講師		長崎徹久 6.15				
訓練船(PAKNAM) 船部 長		後明宏美 5.31 7.15				
機関 長		田丸正郎 5.31 7.15				
一等航海士		中山莞介 5.31 7.15				
漁撈 長		藤川八郎 9.13	5.15	宮田忠一	5.14	
通信 長	(辭任帰国)	斉藤正 6.22				
資源生物学						
水産生物学						高橋高三 11.7
統計				4.20	桜井俊文	4.19
調整員						谷中 収 1.22

部局名 訓練部局 S E A F D E C 専門家派遣一覽表

	1980(昭55)	1981(昭56)	1982(昭57)	1983(昭58)	1984(昭59)
次長	7.2 7.25	真道重明 (再派遣)	7.24	真道重明 (再派遣)	7.24
訓練部長					
漁具・漁法研究室長	3.31 4.15 大河原正壯(漁具漁法、漁場)	4.14	4.14	4.14	
漁撈講師	柴田恵司 7.10 9.1 山崎留吉(柴田後任) 田原陽三 9.17 (再派遣)	8.31	8.31	8.31	
航海講師					
機関講師	2.1 関岡幹尚 (船用機関)	1.31 関岡幹尚 10.30	12.10 吉沢正大	12.9	
機械・機関講師	山本信三	6.28	山本信三 5.28	東方一行	8.2
電気・通信講師					
訓練船(PAKNAM)部長					
機関長					
一等航海士					
漁撈長	5.14	5.14(漁撈技術) 畠田忠一	5.14	5.24	大石正人
通信長					
資源生物学		4.7 早瀬茂雄	4.6		
水産生物学	高橋高三	11.6	11.6	11.6	11.6
統計					
調整員	谷中 収	1.21 4.30 4.26	龟田育男	4.25	

85.5.23

85.4.6

S E A F D E C 専 門 家 派 遣 一 覧 表

部 局 名 養 殖 部 局

	1974(昭49)	1975(昭50)	1976(昭51)	1977(昭52)	1978(昭53)
次 長		(初代) 10.12	河内達夫	10.11	
養 殖	4.25(調査部長)	星野		4.26	
水 産 養 殖	1.16(開発部長)	小林歌男		1.15	望月秀郎
養 殖	4.25(調査第二課長)	神原成美		4.26 7.26	
水 産 養 殖	1.16(開発第二課長)	熊谷滋		1.15	
養 殖	4.25(開発第一課長)	本尾洋		4.26	
養 殖	6.13(調査第一課長)	貫山發徹		6.13	
養 殖		3.31	横川次寛	3.30	3.30 6.19
業 務 調 整					
(海産) 魚 飼 育					

S E A F D E C 専門家派遣一覽表

部局名 養殖部局

	1979(昭54)	1980(昭55)	1981(昭56)	1982(昭57)	1983(昭58)
次		4.17	勝谷邦夫	4.16	4.16 6.10 6.24 多紀保彦 8569
養	4.26 12.6	4.30			
水産養殖	(増養殖) 10.29 3.27 5.31	末光止典	10.28		10.28
養	3.27 5.31	S.54.3 一年在延長 (実施した額により5.31 早期帰国)			
水産養殖	1.15	1.15	熊谷滋		
養	4.26	4.26	本尾洋		
養	6.14	6.14			
養	原士郎	6.18	6.18		6.18 84618
業務調整			56	山崎充	5.5 855.5
(海産) 魚飼育			11.11	矢代義文	11.10 84.1.1.10

S E A F D E C 専 門 家 派 遣 一 覧 表

部 局 名 調 査 部 局

	1968(昭43)	1969(昭44)	1970(昭45)	1971(昭46)	1972(昭47)	1973(昭48)
次 長		3.31 ← 水 戸 敏			3.30 ←	
(海洋調査室長) 水産環境学			2.26 ← 代田昭彦	6.26 ←		2.25 ←
漁場研究室長			12.15 ←	鈴木乙彦		12.14 →
漁具						6.2 ← 篠田正俊
資源研究室長		3.31 ← 水 戸 敏		2.1 ←	干田哲資	
水産						
調査船(CHANGI)長		6.20 ←	広田拓治		6.19 ←	
漁撈		6.20 ←	宮田忠一		6.19 ←	
機関		6.20 ←	田中正治		6.19 ←	
一等航海士		6.20 ←	栗山義一		6.19 ←	
通信		6.20 ←	草原茂夫		6.19 ←	
水産加工						
(おろ製品部門担当) 水産加工						
冷凍						
食品管理						
品質管理						

S E A F D E C 専門家派遣一覧表

部局名 調査部局

	1974(昭49)	1975(昭50)	1976(昭51)	1977(昭52)	1978(昭53)	1979(昭54)
次長	3.30 → 7.30 ← 8.28	井上和夫	8.30 → 12.31	(当初水産加工技術係に次長兼務) ← 11.21 村山繁雄	← 6.9	← 6.29
(海洋調査室長) 水産環境学	← 6.28	2.25 →	渡辺洋	← 6.27 12.30	← 12.31	
漁場開発室長	← 6.6	篠田正俊	← 6.6			
漁具	← 1.31	干田哲賢 8.31 →	1.10 名越 誠 → 1.31 →	← 1.9		
資源研究室長		12.10 →	栗原昭彦	← 12.9		
水産						
調査船(CHANGI)長	6.17 → 12.24 ← 拿捕事件②					
漁撈長		宮田 6.19 忠一 →	3.29 → 帰国(51.5.15、訓練部局へ再派遣)			
機関長		田中 6.19 正治 →	10.15 → (5.2.6迄のところ任期短縮51.1.10に早期帰国)	← 6.19 (51.1.1.25、訓練部局へ再赴任)		
一等航海士		柴山 6.19 義一 →				
通信長		草原 6.19 茂夫 →				
水産加工工					← 5.8 稻益 献二 →	← 5.7
(ねり製品部門担当) 水産加工工					← 5.8	← 藤原 樹
冷凍						
食品管理						← 10.10 山下 市二
品質管理						

S E A F D E C 専 門 家 派 遣 一 覧 表

部 局 名 調 査 部 局

	1980(昭55)	1981(昭56)	1982(昭57)	1983(昭58)	1984(昭59)
次 長	田 中 稻 威		628 7.5	長谷川 浩	74
(海洋調査室長) 水産環境学					
漁場開発室長					
漁 具					
資源研究室長					
水 理					
調査船(CHANGI)長 船					
漁 撈					
機 関					
一 等 航 海 士					
通 信					
水 産 加 工					
(おろ製品部門担当) 水 産 加 工	5.7		5.7	藤 原 樹	5.7
冷 凍	1.16 尾藤方通	1.15	1.20	11.19 衣巻豊輔	84.118 85.1.17 ←佃 信夫→
食 理 管 理	山下市二 10.7			11.19 12.2 尾藤方通	
品 質 管 理	10.1 新国佐幸 9.30	9.21	10.25 安井明美 9.20	名和義彦 10.24	飯野久栄
				10.17	

85.10.16

3. 抛経費実績表

(単位 千円)
(下段 単位 千円)

年度	船舶機材調達資金	一般奨学金	専門養成奨学金	運賃	事務局費	その他	拠出金合計	専門系経費
昭42	264,873 (735,758)						264,873 (735,758)	
昭43	264,873 (735,758)	4,630 (12,861)					269,503 (748,619)	18,202 (50,562)
昭44		18,634 (51,761)					18,634 (51,761)	91,445 (254,014)
昭45		19,612 (54,477)					19,612 (54,477)	92,567 (257,131)
昭46		18,634 (51,761)		4,964 (13,789)			23,598 (65,550)	119,293 (336,901)
昭47	機材現物供与 調査部局 4,290 (養殖部局 3,000)	16,940 (55,000)	5,841 (18,964)	7,685 (24,951)			30,466 (98,915)	108,699 (314,577)
昭48		15,195 (49,334)	6,523 (21,178)	8,470 (27,500)		船舶修繕費 9,240 (30,000)	39,428 (128,012)	111,679 (356,428)
昭49	養殖部局機材費 204,022 (662,409)	22,544 (73,193)	6,523 (21,177)	9,240 (30,000)			24,232 (78,679)	160,315 (534,384)
昭50	養殖部局機材費 37,081 (120,392)	26,284 (85,338)	10,943 (35,529)	30,800 (100,000)		船舶修繕費 9,240 (30,000)	114,348 (371,259)	140,976 (457,715)
昭51	養殖部局機材費 52,996 (172,065)	33,418 (108,499)	12,265 (39,821)	30,800 (100,000)	9,240 (30,000)		138,719 (450,386)	176,842
昭52	養殖部局機材費 50,545 訓練部局機材費 14,446 (211,009)	34,079 (110,645)	12,525 (40,667)	30,800 (100,000)	9,240 (30,000)		151,635 (492,321)	135,168
昭53	75,000 (286,259)	37,047 (141,400)	10,655 (40,667)	26,200 (100,000)	7,860 (30,000)		156,762 (598,326)	161,098
昭54	323,220 (1,657,539)	31,235 (160,178)	7,930 (40,667)	23,400 (120,000)	9,750 (50,000)		395,535 (2,028,384)	170,522
昭55	100,000 (444,444)	46,803 (208,014)	9,150 (40,667)	31,500 (140,000)	11,250 (50,000)		198,703 (883,125)	184,205
昭56	210,000 (967,742)	45,808 (211,095)	8,825 (40,667)	36,890 (170,000)	21,700 (100,000)		323,223 (1,489,504)	214,347
昭57	100,000 (436,681)	48,856 (213,344)	9,313 (40,668)	80,150 (350,000)	34,350 (150,000)		272,669 (1,190,693)	

1円=308円

1円=262円

1円=195円

1円=225円

1円=217円

1円=229円

